

感対発第 000566 号
令和 3 年（2021 年）8 月 4 日

熊本市に所在する医療機関 管理者 様

熊本市長 大西 一史
（感染症対策課扱い）

新型コロナワクチン接種費用の上乗せ適用期間の変更について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの時間外・休日の接種費用につきましては、令和 3 年 7 月 7 日付感対発第 000431 号通知「新型コロナワクチンの時間外・休日の接種費用の請求について」でご案内したところですが、今般、令和 3 年 7 月 29 日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」により、適用期間が変更されたことを受け、本市においても下記のとおり適用期間を変更することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、8 月 1 日～10 月 2 日及び 10 月 3 日～12 月 4 日に実施した時間外・休日の接種費用についての具体的な請求方法は、国から提供される情報を確認後、改めてご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

適用期間（変更後）

令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

令和 3 年 8 月 1 日～令和 3 年 10 月 2 日

令和 3 年 10 月 3 日～令和 3 年 12 月 4 日

適用期間（変更前）

令和 3 年 4 月 1 日～（当面の間継続）

<本通知に係るお問合せ先：医療機関専用ダイヤル>

【中央区】080-3279-5794 080-7045-4013 【東区】080-3279-5822 080-7045-4027

【西区】080-3279-6054 【南区】080-3277-8298 【北区】080-3277-8987

事務連絡
令和3年7月29日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

標記について、令和3年6月23日付け事務連絡にて「接種費用の上乗せ」に係る取扱いについてお示ししているところですが、今般、別添新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、当該取扱いについてご留意いただくとともに、関係機関等への周知方よろしくをお願いします。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>令和3年4月1日～令和3年7月31日</u>・ <u>令和3年8月1日～令和3年10月2日</u>・ <u>令和3年10月3日～令和3年12月4日</u> <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>令和3年4月1日～(当面の間継続)</u> <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>

(改正後全文)
一部改正 令和3年7月29日
令和3年6月23日
別紙

接種費用の上乗せについて

○時間外等加算相当分

- ・時間外 730円 (2,070円 → 2,800円)
- ・休日 2,130円 (2,070円 → 4,200円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格とする。

○適用期間

- ・令和3年4月1日～令和3年7月31日
- ・令和3年8月1日～令和3年10月2日
- ・令和3年10月3日～令和3年12月4日

○休日の定義

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から該当医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間